	漁業後継者就漁促進対策事業			漁業新規就漁促進対策事業(採昆布漁業)		
事 業 名	研修支援事業	資格取得支援事業	施設整備等事業	研修支援事業	資格取得支援事業	施設整備等事業
事業主体	日高中央漁業協同組合・えりも漁業協同組合			日高中央漁業協同組合・えりも漁業協同組合		
補助対象者	・様似町内に住む漁業後継者			・様似町内に住み、採昆布漁業を営もうとする者		
	・町税等に未納がない者			・町税等に未納がない者		
補助基準・	道立漁業研修所に係る	道立漁業研修所で取得	•漁船(船体、機関、機器)	①道立漁業研修所に係	道立漁業研修所で取得	・漁船(船体、機関、機器)
対象経費	研修費、資格試験料	できる資格試験と同種	の取得または入替費用	る研修費、資格試験料	できる資格試験と同種	の取得または入替費用
	• 研修受講料	の資格試験	・倉庫の新築及び増改築費	②漁家研修における指	の資格試験	・倉庫の新築及び増改築費
	• 宿泊施設使用料	• 研修受講料	・干場の取得費	導料	• 研修受講料	・干場の取得費
	食費、水道光熱費	• 資格試験料	・昆布結束機	③研修資金(生活支援)	• 資格試験料	・昆布結束機
	・研修経費	◆試験科目	その他漁業を営むために	④借家における住宅料	◆試験科目	・その他漁業を営むために必
	制服代、教材諸経費等	•1級小型船舶操縦士	必要と認められるもの。		•1級小型船舶操縦士	要と認められるもの。
	• 資格試験料	•2 級海上特殊無線技士	ただし車両及び軽微な備		•2 級海上特殊無線技士	ただし車両及び軽微な備
		·乙種·丙種第4類危険	品類は除く。		·乙種·丙種第4類危険	品類は除く。
		物取扱者			物取扱者	
		・潜水士			・潜水士	
		・フォークリフト			・フォークリフト	
		・玉掛			・玉掛	
		・小型移動式クレーン			・小型移動式クレーン	
		・食品衛生責任者			• 食品衛生責任者	
 補助対象期間	親元就漁後、5年以内	親元就漁後、5年以内	親元就漁後 1 年を経過し、	4年以内	4年以内	漁業権取得後、5年以内
門切入多利间	机ルル点後、3年以内	祝九州点後、3千以内	5年以内	4 4 0 0	4400	温未催収付及、3 年以内
			3			
補助率・補助額	10/10、限度額なし	10/10、限度額なし	1/2以内、	① 10/10、	10/10、限度額なし	1/2以内、
			限度額 300万円	限度額なし		限度額 300万円
				② 月額3万円		
				③ 月額8万円		
				④ 1/2以内、		
				限度額4万円		
				(月額)		